人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―一〇二

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（高所作業手当） **第三条**　高所作業手当は、次に掲げる場合に支給する。 一～四　（略） 五　内閣府沖縄総合事務局、財務省財務局、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部、林野庁森林管理局又は国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局若しくは北海道開発局に所属する職員が地上十五メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。 六　（略） ２　（略） （水上等作業手当） **第六条**　水上等作業手当は、海上保安庁に所属する職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。 一・二　（略） 三　船舶等において救急救命士の資格を有する職員が救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項に規定する救急救命処置を行う業務（次号において「救急救命業務」という。）で人事院が定めるもの 四　船舶等において消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第五項各号のいずれかに該当する職員が救急救命業務を補助して行う業務で人事院が定めるもの ２　前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一～三　（略） 四　前項第四号の業務　業務に従事した日一日につき千円 （防疫等作業手当） **第十二条**　（略） ２　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　前項第一号、第二号、第四号及び第五号の作業　二百九十円（同項第一号又は第二号の作業のうち心身に著しい負担を与えると人事院が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額） 二　（略） （災害応急作業等手当） **第十九条**　災害応急作業等手当は、人事院の定める職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。 一～三　（略）	（高所作業手当） **第三条**　高所作業手当は、次に掲げる場合に支給する。 一～四　（略） 五　内閣府沖縄総合事務局、財務省財務局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、林野庁森林管理局又は国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局若しくは北海道開発局に所属する職員が地上十五メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。 六　（略） ２　（略） （水上等作業手当） **第六条**　水上等作業手当は、海上保安庁に所属する職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。 一・二　（略） 三　船舶等において救急救命士の資格を有する職員が救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項に規定する救急救命処置を行う業務で人事院が定めるもの （新設） ２　前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一～三　（略） （新設） （防疫等作業手当） **第十二条**　（略） ２　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　前項第一号、第二号、第四号及び第五号の作業　二百九十円 二　（略） （災害応急作業等手当） **第十九条**　災害応急作業等手当は、人事院の定める職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。 一～三　（略）